

# 熊本市公報

## 第1485号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市総務局行政管理部総務課  
発行日 毎月末日

### 目次

### 条例

- 熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（第34号）……………2155
- 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（第35号）……………2156
- 熊本市税条例の一部を改正する条例（第36号）……………2157
- 熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（第37号）……………2162
- 熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（第38号）……………2164
- 熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第39号）……………2165
- 熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第40号）……………2167
- 熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第41号）……………2168
- 熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第42号）……………2170
- 熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（第43号）……………2172
- 熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第44号）……………2173

### 規則

- 熊本市生活保護法施行細則の一部を改正する規則（第61号）……………2175
- 社会福祉事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則（第62号）……………2176
- 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第63号）……………2177
- 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則（第64号）……………2178
- 熊本市予算決算規則の一部を改正する規則（第65号）……………2179

### 公 告

- 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定に係る公告（第534号）……………2181

### 消 防 局

- 熊本市火災予防条例第42条の3第1項の規定に基づく告示（東消防署告示第1号）……………2182

条 例

条 例 第 3 4 号

令和 6 年 6 月 2 7 日

熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第35号

令和6年6月27日

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する  
条例

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項並びに別表第3の1の項及び3の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例第36号

令和6年6月27日

熊本市税条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和25年告示第89号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第6条中「外」を「ほか」に改める。

第24条第3項中「切捨てる」を「切り捨てる」に改める。

第27条中「同条第1項及び第3項」を「同項及び同条第3項」に改める。

第27条の5の2第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために  
支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第28条の3の2第2項中「法第317条の3の2第1項の給与支払者」を「同条第1項の給与支払者」に改める。

第28条の3の3第2項中「提出した前項又は法第317条の3の3第1項」を「提出した前項又は同条第1項」に、「記載した前項又は法第317条の3の3第1項」を「記載した前項又は同条第1項」に改める。

第32条の6の2の見出し中「公的年金等」の次に「に係る所得」を加える。

第32条の7第9項中「(第11項)」を「(同項)」に改める。

第33条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「特に」を「、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第36条第7項中「埋立し」を「埋立て」に改める。

第40条の2中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第40条の3第2号中「若しくは」を「又は」に改める。

第41条の2第2項中「前項」を「同項」に改める。

第50条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「特に」を「、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第51条第1項中「法第417条第2項」を「同条第2項」に改める。

第52条中「、並びに」を「並びに」に、「規則で」を「、市長が」に改める。

第53条の2の見出し中「被災住宅用地等」を「被災住宅用地」に改め、同条第1項中「の各号」を削る。

第66条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「特に」を「、当該軽自動車等が同項の軽自動車等に該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第67条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「特に」を「、当該軽自動車等が同項の軽自動車等に該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改める。

第68条第2項中「によって」を「により」に、「の定める」を「が定める」に改め、同項ただし書中「特に」を「、当該軽自動車等が同号に該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「特に」を「、当該軽自動車等が同号に該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に改める。

第72条の2第1項中「若しくは」を「又は」に改める。

第78条第2項中「同条第1項第1号」を「同項第1号」に改める。

第108条第5項中「第36条の2の4」を「第36条の2の3」に改める。

第114条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「特に」を「、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明

らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「報告しなければ」を「申告しなければ」に改める。

第115条の5中「第137条第1号」を「第112条第1号」に改める。

第134条第2項中「第701条の32第5項」を「第701条の32第2項」に改める。

第135条第1項中「第701条の31第1項第10号」を「第701条の31第1項第8号」に改める。

第143条第1項中「事由」を「理由」に改める。

第144条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「特に」を「、当該者が同項に規定する者に該当することが明らかであり、かつ、事業所税を減免する必要があると」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第146条第1項中「（昭和43年法律第100号）」を削る。

附則第4条の2を削る。

附則第10条の2第14項を削り、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第17項を同条第18項とし、同条第16項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1と

する。

附則第10条の3第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第14条の2第3項中「第115条の2から第115条の7まで」を「同条から第115条の7まで」に改める。

附則第18条の6中「附則第32条の7又は第32条の8」及び「附則第32条の7若しくは第32条の8」を「附則第33条」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第40条の2の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第27条の5の2の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第1条第11号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の熊本市税条例第27条の5の2第1項第9号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の熊本市税条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

## 条例第37号

令和6年6月27日

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

第15条第2項中「前各号」を「前項各号」に改める。

第20条第1項中「終る」を「終わる」に改める。

第21条中「わからない」を「分からない」に改める。

附則第5条第6項中「第12条第2項中」を「同項中」に改め、同条第7項第1号中「当る」を「当たる」に改める。

附則第6条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項第2号及び別表の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

条例第38号

令和6年6月27日

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第93号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第26条第3項」を「第26条第5項」に改める。

(熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第94号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第20条第3項」を「第20条第5項」に改める。

(熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第105号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表及び附則第3条中「第62条第1号」を「第62条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例第39号

令和6年6月27日

熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第96号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第210条第4項及び第5項並びに第213条の6第5項及び第6項」を「第210条第5項」に、「同項」を「省令第213条の6第6項」に改め、「第213条の10第1項、」を削る。

第2条 熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、省令第210条第5項中「都道府県知事」とあるのは「市長と」を削る。

(熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第98号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第16条第3項」を「第16条第4項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

条例第40号

令和6年6月27日

熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第97号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第22条第3項」を「第22条第4項」に改める。

(熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第101号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第17条第3項」を「第17条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例第41号

令和6年6月27日

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する  
条例

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成20年条例第116号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「始期」の次に「（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満3歳）」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 子育て支援時間（当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満3歳に達する日の翌日）から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子にあっては、満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

第22条に次の1項を加える。

3 前項各号に掲げる休業又は休暇のほか、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員が、管理者が定める休業又は休暇について承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例第42号

令和6年6月27日

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「始期」の次に「（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満3歳）」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 子育て支援時間（当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満3歳に達する日の翌日）から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子にあっては、満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

第15条に次の1項を加える。

3 前項各号に掲げる休業又は休暇のほか、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員が、管理者が定める休業又は休暇について承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例第43号

令和6年6月27日

熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成22年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中甲種区域の項を削り、同表乙種区域の項中「（坂野65-1及び坂野65-3を除く。）」を削り、「及び今吉野地区」を「、今吉野地区、戸島町地区及び改寄町地区」に改める。

附則第2項及び第3項中「甲種区域」を「乙種区域」に、「0.15」を「0.1」に、「0.2」を「0.15」に改める。

附則第4項を削る。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例第44号

令和6年6月27日

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する  
条例

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号中「始期」の次に「（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満3歳）」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 子育て支援時間（当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満3歳に達する日の翌日）から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子にあっては、満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

第14条に次の1項を加える。

3 前項各号に掲げる休業又は休暇のほか、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員が、管理者が定める休業又は休暇について承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

規 則 第 6 1 号

令和6年6月17日

熊本市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

### 熊本市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

熊本市生活保護法施行細則（平成8年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出しを「（進学・就職準備給付金支給決定通知書）」に改め、同条中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に改める。

第20条第1項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市生活保護法施行細則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規則第62号

令和6年6月21日

社会福祉事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

社会福祉事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

社会福祉事務に関する権限委任規則（平成6年規則第60号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第1号シ及びス中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第63号

令和6年6月27日

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第94号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項並びに別表第3の1の項及び3の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第64号

令和6年6月28日

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則（令和2年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第7条」を「から第7条の2まで」に改め、同条第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則第65号

令和6年7月3日

熊本市予算決算規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市予算決算規則の一部を改正する規則

熊本市予算決算規則（昭和39年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「繰越して」を「繰り越して」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の見出し及び1項を加える。

（都市政策研究所の特例）

- 2 第9条第1項及び第3項、第10条、第12条第1項、第13条、第13条の2、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第2項、第17条、第18条第1項及び第3項、第19条第1項及び第3項並びに第20条第1項の規定は、都市政策研究所長について準用する。この場合において、これらの規定中「主務課長」とあるのは、「都市政策研究所長」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（熊本市会計規則の一部改正）

- 2 熊本市会計規則（昭和39年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「主務課長」の次に「（都市政策研究所にあっては、都市政策研究所長）」を、「第13条の2第1項」の次に「（同規則附則第2項の規定により準用する場合を含む。）」を加える。

（熊本市物品会計規則の一部改正）

3 熊本市物品会計規則（昭和40年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「主務課長」の次に「（都市政策研究所にあっては、都市政策研究所長）」を、「第13条の2第1項」の次に「（同規則附則第2項の規定により準用する場合を含む。）」を加える。

公 告

公告第534号

令和6年6月21日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、下記の一団地を認定したので、同法第86条の2第6項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

記

- 1 申請者 住所 熊本市北区植木町石川 280 番地  
氏名 植木工業団地協同組合 理事長 堤 寛
- 2 認定区域 地名地番 熊本市北区植木町石川字柿平 274 番 1, 274 番 2, 274 番 3, 274 番 4, 274 番 5, 274 番 6, 274 番 8, 274 番 9, 274 番 10, 274 番 11, 274 番 12, 274 番 13, 274 番 14, 274 番 16, 274 番 17, 299 番 1, 299 番 2, 275 番 7, 324 番 1  
敷地面積 27,566.20 ㎡
- 3 一団地認定年月日番号 令和6年6月18日 指令（建指）第86の2-1号
- 4 認定内容 認定内容関係書類は、次の場所で一般の縦覧に供する。
- 5 縦覧場所 熊本市都市建設局都市政策部建築指導課  
(熊本市中央区手取本町1番1号)

以上

## 消防局

東消防署告示第1号

令和6年7月12日

熊本市火災予防条例(昭和37年条例第11号)第42条の3第1項の規定により、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

熊本市東消防署長 森 幸誠

催しの名称	再春館製薬所 TKU 江津湖花火大会2024
催しの開催場所	下江津湖周辺
催しの開催期間	令和6年8月24日(土) 令和6年8月25日(日) (順延日)